平成三十年四月二十七日受領
答弁第二三五号

内閣衆質一九六第二三五号
平成三十年四月二十七日

内閣総理大臣　安　倍　晋　三

衆議院議長　大　島　理　森　殿

衆議院議員逢坂誠二君提出幹部自衛官による国会議員への「国民の敵」との発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出幹部自衛官による国会議員への「国民の敵」との発言に関する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び六について

御指摘の事案については、平成三十年四月十六日午後八時四十分頃に、小西洋之参議院議員に対して防衛省統合幕僚監部所属の幹部自衛官が暴言を含む不適切な発言を行ったものであるが、平成三十年四月二十五日現在、引き続き防衛省において調査中であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の小野寺防衛大臣の発言は、小西洋之参議院議員に対して陳謝したものである。

七及び九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の小野寺防衛大臣の発言の趣旨は、平成三十年四月十九日の参議院外交防衛委員会において、同大臣から「自衛官にも国民として憲法で保障された内心の自由は認められるものの、自衛官としての身分上、たとえ勤務時間外であっても、その言動には気を付けなければならないことは当然でありまして、ましてや今回のような不適切な発言は決して認められるもので

はないと考えておりますので、不適切な発言を行った者を擁護するつもりはありません」と答弁しているとおりであり、「発言を撤回し、謝罪すべき」ものとは考えていない。

八について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛省においては、文民統制の徹底を図るため、防衛大学校、自衛隊の学校等の教育課程において、幹部自衛官のみならず自衛隊員一人一人に、文民統制の確保、法令遵守等に関する教育を行っているところである。